

「無駄はさせない！高コスパ・監査論後略メソッド」

監査論講師 岡田健司

1. 公認会計士試験論文式試験における「監査論」のポジション

- 700 点満点中 100 点、2 問構成、各 50 点
- 大問 1：純理論問題、大問 2：事例問題
- 科目の特徴
 - ・ マニアックな研究者、百戦錬磨の実務家が問題を作成
 - ・ 実務は千差万別であり正直言って出題予想はできない
 - ・ できた！書けた！という感触を体感的に得づらい科目
 - ・ 非常に差がつきやすい科目
 - ・ ある程度の日本語の読解力が必要な科目
 - ・ できる人はできるし、できない人はできない科目
 - ・ できる状態になったらその後あまり伸びにくい科目（ただし、安定する）

2. 直近の本試験の状況と傾向

- 直近の監査論の出題傾向
(総括)
 - ・ 実務色が色濃くなり、難しい問題が際立っている。予備校の裏をかいてくる。
 - ・ テキストになく、法令基準集を検索しなければ正答できない問題の出題が見られる。

(参考) 直近 2 か年の出題実績

	大問 1	大問 2
R4	(難易度：普通) ・ リスク・アプローチ ・ 重要性の基準値 ・ 統制リスクと運用評価手続	(難易度：超難) ・ 四半期レビュー報告 ・ 訂正報告書に対する論点（契約手続、第 3 者委員会の利用、追記情報）
R3	(難易度：難) ・ KAM と監査報告	(難易度：やや難) ・ グループ監査 ・ 監査手続についての判断

3. 私が考える対策法

- ・入門期、はじめのとっかかりで監査論にこういったイメージを持っているかが大事。
- ・もし監査の全体像（契約～計画～実施～報告）が頭にイメージになく、全体像のなかで各論点を位置づけられていないのであればまず勉強方法の見直し（リセット）が必要。

○ 合格に必要な力

- ・問題文を正確に読み取り出題者の意図を読み取る力（**読解力**）
- ・上記の問いに解答の骨子を「テキスト or 監基報」から抜き出してくる力（**引出力**）
- ・法令基準集を検索できる力（**検索力**）
- ・解答の骨子をつなげてまとめる力（**記述力**）
- ・これらを総合した「**現場で考える力**」を身に着けてほしい

○ 合格に不要なこと

- ・曖昧な知識、不正確な知識は有害！（一定の暗記は必ず必要！）
- ・膨大な量の教材は不要！（6科目もありこなせない、中途半端にやるな！）

○ 2023 年論文対策講義のコンセプト

- ・基本的に、むやみやたらと情報提供することに意味はない、という前提で進めます。
- ・小手先ではない「考える力」を身に着けてもらいます。
- ・効率性のために、「暗記が必要な箇所」とそうではない個所を線引きします。
- ・契約～計画～実施～報告と通常の実務の流れにそって横串に論点を解説します。
- ・法令基準集の検索能力を身に着けます。
- ・必要な範囲で JICPA「監査提言集」の要点・ポイントを紹介します（←**New !**）。
- ・TAC の論文対策の標準教材も大幅に変わるので乞うご期待！（←**New !**）。

4. 皆さんへの問いかけ（自問自答してください。）

- 監査実務の3段階の流れは？（→言えなければ勉強方法の見直しが必要）
- 監査の目的は？（→言えなければ暗記が不足）
- 四半期レビューの目的は？（→同上）
- リスク評価手続は何のために実施するの？（→言えなければ勉強方法の見直しが必要）
- 監査計画とリスク評価手続の関係は？（→同上）
- リスク評価手続とリスク対応手続の関係は？（→同上）
- 監査契約の問題が出題されたらどの監基報参照する？
- 不正リスク対応基準は法令基準集にはまったく掲載されていない？

5. これからのリスタートのための提案

(全般)

- 講師に相談しに行こう！（論文生の場合は、開示請求答案と得点も忘れずに。）
- なぜ合格できなかったのか、徹底的に自己分析し、謙虚に自分と向き合おう！
- 効果のする勉強をしているか、謙虚に自問自答しよう！
- もしできていないのであれば、まずは勉強方法の確立からはじめよう！

(監査論)

- TAC から与えられている教材で必要十分！信じて！
- 網羅的な情報が与えられてもそれを消化できなければ単なる自己満足、意味がない。
TAC の教材は効率的に学習するために必要十分なところを取捨選択しています。
- 監査の流れ（3段階、計画～実施～報告）を常に意識した学習をしてください。
- 個々の単元の学習の際には上記の流れのどこかポジションを確認してください。
- ポイントや骨子を一言二言で要約して伝える癖をつけてください。
- 暗記する箇所とそうでないところを明確に区別しながら効率的に学習してください。
- 法令基準集の読込みは不要！ただし、企業法の六法と同じように位置づけてください。
- 2022 年目標だった方は 2023 年目標に必ずシフトしてください。
- テキストと心中する気持ちでテキストに情報を一元化してください。
- 最終的にはテキストで目次学習するような計画を立ててください。
- 最初は闇雲に暗記するのではなく理解を徹底してください。
- 日頃から「なぜなぜ」と考える癖をつけてください。
- 自分の理解の程度を確かめるために講師をうまく活用してください。
- 事例対策はし過ぎてもコスパが悪い。典型問題の対策以上は不要です。
事例は所詮個々の個別問題を組み合わせた総合問題。個別論点の積上げが大切です。
- TAC を信じて改めてリスタートを切ろう！

以上

令和4年試験

論文式試験問題

監査論

注意事項

1 受験上の注意事項

- ・試験官からの注意事項の聞き漏らし／受験案内や試験室及び受験票その他に記載・掲示された注意事項の未確認等，これらを原因とした試験における不利益は自己責任になります。
- ・携帯電話等の通信機器や携行品の取扱いについては，試験官の指示に従ってください。
- ・試験開始の合図があるまで，配付物や筆記用具に触れないでください。
- ・問題に関する質問には，応じません。

2 不正受験や迷惑行為の禁止

- ・不正行為を行った場合／試験官の指示に従わない場合／周囲に迷惑をかける等，適正な試験実施に支障を来す行為を行った場合，直ちに退室を命ずることがあります。

3 試験問題

- ・試験開始の合図後，直ちに頁数(全4頁)を調べ，不備等があれば黙って挙手し，試験官に申し出てください。

4 答案用紙

- ・問題冊子の中ほどに挿入してあります。
- ・試験開始の合図後，直ちに頁数(全4頁)を調べ，不備等があれば黙って挙手し，試験官に申し出てください。
- ・答案作成に当たっては，ボールペン又は万年筆(いずれも黒インクに限る。消しゴム等でインクが消えるボールペンは不可。)及び修正液又は修正テープ(白色に限る。)を使用してください。これらのもの以外を使用した場合／答案用紙に記入した文字(数字を含む。)の判読が困難な場合，採点されないことがあります。
- ・答案用紙の左上をホッチキス留めしてあります。ホッチキス留めを外した場合は，採点されないことがあります。

5 受験番号シールの貼付

- ・配付後，目視で受験番号及び氏名を確認し，不備等があれば黙って挙手し，試験官に申し出てください。
- ・試験開始の合図後，各答案用紙の右上の所定欄へ全頁に貼付してください。

6 試験終了後

- ・試験終了の合図後，直ちに筆記用具を置き，答案用紙は裏返して通路側に置いてください。
 - ・試験官が答案用紙を集め終わり指示するまで，絶対に席を立たないでください。
 - ・答案用紙が試験官に回収されずに手元に残っていた場合は，直ちに挙手し，試験官に申し出てください。
- なお，試験官に回収されない場合，いかなる理由があっても答案は採点されません。

7 試験問題(該当ある科目は法令基準等)の持ち帰り

- ・試験終了後，持ち帰ることができます。
- なお，中途退室する場合には，持ち出しは認めません。必要な場合は，各自の席に置いておきますので，試験終了後，速やかに取りに来てください。

令和 4 年論文式監査論

(監 査 論)

(満点 100 点) { 第 2 問とあわせ
時 間 2 時間 }

第 1 問 (50 点)

監査基準において、監査人は、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、財務諸表における_(A)重要な虚偽表示リスクを評価し、発見リスクの水準を決定するとともに、_(B)監査上の重要性を勘案して_(C)監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することが求められている。これに関連して、次の **問題 1** ～ **問題 3** に答えなさい。

問題 1 下線部(A)について、次の **問 1** 及び **問 2** に答えなさい。

問 1 監査人は、財務諸表全体レベル及びアサーション・レベルで重要な虚偽表示リスクを識別し評価することが求められている。財務諸表全体レベルで重要な虚偽表示リスクを識別し評価することが求められている理由を説明しなさい。

問 2 近年、アサーション・レベルにおいて、重要な虚偽表示リスクを構成する固有リスクと統制リスクを分けて評価することが求められ、特に固有リスクの評価が重視されるようになった。このように固有リスクの評価が重視されるようになった理由を説明しなさい。

問題 2 下線部(B)について、次の **問 1** 及び **問 2** に答えなさい。

問 1 監査人は、監査計画の策定時に、重要性の基準値を決定することが求められている。重要性の基準値の一般的な決定方法を答えなさい。

問 2 重要性の基準値は、画一的に設定されているわけではなく、個々の監査人の判断によって決定される。その理由を説明しなさい。

令和 4 年論文式監査論

問題 3 下線部(c)について、次の **問 1** 及び **問 2** に答えなさい。

問 1 監査人は、リスク評価手続において統制リスクを評価する際に、経営者へ質問しなければならない。その理由を説明しなさい。

問 2 監査人は、運用評価手続を立案し実施しなければならないことがある。それはどのような場合かを一つ挙げて答えなさい。また、その理由を、監査リスク・モデルの観点から説明しなさい。

令和 4 年論文式監査論

(監 査 論)

(満点 100 点) { 第 1 問とあわせ
時 間 2 時間 }

第 2 問 (50 点)

不正による財務諸表の訂正に対する監査人の対応について、次の **問題 1** 及び **問題 2** に答えなさい。

問題 1 P 社(上場会社、製造業)の金融商品取引法に基づく監査を担当する監査人 X は、P 社の第 21 期(2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)の第 1 四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー手続を実施し、四半期レビュー報告書における結論として、どの類型が適切かを検討している。ここで【状況 1】を踏まえて、監査人 X の監査及び四半期レビューにおける証拠の入手状況を二つ仮定し、それぞれに基づいて監査人 X が選択し得る四半期レビューの結論の類型及びその根拠を説明しなさい。

【状況 1】

監査人 X は、P 社の第 21 期の第 1 四半期レビューの最中に、次のような情報を入手した。なお、監査人 X は、P 社の監査を第 17 期(2017 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日まで)より継続して担当している。

P 社に関する情報

- ・海外連結子会社である S 社の CEO が 2020 年度、すなわち P 社の第 20 期(2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで)に不正行為を行った疑いがあるとして、P 社のもとで第三者委員会が設置された。
- ・疑われた不正行為の内容は、S 社の CEO が S 社においてペーパー・カンパニーに対し架空発注を行い、そのペーパー・カンパニーを通じて、自らに資金還流させ、不正に利得を得ていたというものであり、その金額は P 社グループにとって重要性がある。
- ・S 社は、マーケットの拡大のため、2019 年に工場を増設して稼働を開始しており、業績は当初の事業計画より多少下振れしていたものの、堅調に推移している。
- ・P 社によれば、当該不正は、S 社の CEO の独断専行により行われた行為であり、S 社を含む P 社グループの他部門及び他の拠点において類似の行為は起き得ないとのことである。
- ・第 1 四半期報告書の提出期限までに第三者委員会の調査は完了しておらず、過年度有価証券報告書等の訂正はできないことから、以下の内容を記載した上で、第 21 期第 1 四半期連結財務諸表を作成し、当該期の第 1 四半期報告書を提出する見込みである。
 - ① 調査未了により今後の調査次第で当該四半期連結財務諸表の訂正の可能性がある旨
 - ② 過年度有価証券報告書等については調査完了後に訂正報告書を提出する見込みである旨

令和 4 年論文式監査論

上記の情報を入手した監査人 X は、P 社の経営者に当該不正に関して説明を求めるとともに、S 社の監査人に、当該状況について伝達の上、追加の作業を依頼し、S 社を含む P 社グループの他部門及び他の拠点における類似の行為の有無に関する追加の監査手続を実施している。

問題 2 監査人 X は、四半期レビュー報告書を付した P 社の第 21 期第 1 四半期報告書の提出後、【状況 2】を把握した（P 社に関する追加の情報の入手）。このとき、次の **問 1** ～ **問 3** に答えなさい。

【状況 2】

P 社に関する情報

P 社の第三者委員会の調査が完了した。調査結果は、以下のとおりである。

- ・ S 社の CEO による不正行為は、2020 年度の下半期に行われており、その期間の S 社の財務諸表は、P 社の第 20 期の第 3 四半期から期末の連結財務諸表に含まれていた。
- ・ 不正行為の背景に、P 社からの業績達成のプレッシャーがあり、S 社の CEO は業績達成の見返りを得ることを正当化するとともに、それが許される立場にあった。
- ・ S 社を含む P 社グループの他部門及び他の拠点において類似の行為は発見されなかった。

以上の調査結果を受けて、P 社は第 20 期の第 3 四半期報告書及び有価証券報告書並びに第 21 期の第 1 四半期報告書に含まれる連結財務諸表をそれぞれ訂正することとした。

問 1 監査人 X は、P 社の求めに応じ、P 社の訂正後の連結財務諸表の監査業務を新たに受嘱することを検討している。この場合における監査人 X のとるべき対応を説明しなさい。

問 2 監査人 X は、訂正後の連結財務諸表の監査業務を受嘱した。訂正後の連結財務諸表の監査を実施するに当たり、P 社の第三者委員会の調査結果を利用する場合における監査人 X のとるべき対応を説明しなさい。

問 3 監査人 X が提出予定の、訂正後の連結財務諸表に対する監査報告書に特有の記載事項を、その記載区分とともに具体的に説明しなさい。

第 1 問 答 案 用 紙 < 1 >

(監 査 論)

問題 1

問 1

財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクは、広く財務諸表全体に関係し特定のアサーションのみに関連づけられないため、補助者の増員、専門家の配置、適切な監査時間の確保等の全般的な対応を監査計画に反映させて対処する必要がある。そこで、当該リスクを識別し評価することが求められている。

問 2

近年、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクの評価がより一層重要となっており、特に、会計上の見積りの複雑化に対応し、また、特別な検討を必要とするリスクを一貫性をもって識別するためには、固有リスクを的確に評価する必要がある。さらに、固有リスクの性質に着目して重要な虚偽表示がもたらされる要因などを勘案することが、重要な虚偽表示リスクのより適切な評価に結び付くと考えられ、固有リスクの評価が重視されるようになった。

問題 2

問 1

重要性の基準値は、過年度の実績や当年度の予算に基づき、税引前利益や売上高、純資産等の指標を選択し、5%などの特定の割合を適用して決定される。

問 2

ある虚偽表示が財務諸表全体にとって重要であるか否かは、財務諸表の利用者の財務情報へのニーズを勘案して判断すべきものであり、会社の業種や業態など、状況によって異なると考えられる。この点、重要性の基準値が画一的に設定される場合には、個々の状況に適合しない金額となる結果、監査手続の種類や範囲、意見の形成を含め、監査業務全体が不適切となるおそれがある。そこで、重要性の基準値は、個々の監査人の判断によって決定される。

第1問 答案用紙 < 2 >

(監 査 論)

問題 3

問 1

経営者は、財務諸表の作成責任の一部として、内部統制を適切に整備し有効に運用する責任を負っており、内部統制を最も良く知る立場にある。また、経営者の誠実性及び倫理観は、内部統制の他の要素の基盤となる統制環境として、内部統制の有効性に影響を及ぼす最も重要な要素となる。そのため、監査人は、統制リスクを的確に評価するために、経営者へ質問しなければならない。

問 2

運用評価手続を立案し実施しなければならない場合：企業がITを利用して業務を行っており、取引に関連する文書がITシステム外では作成、保存されていない場合など、実証手続のみでは、アサーション・レベルで十分かつ適切な監査証拠を入手できない場合

その理由：運用評価手続を立案し実施しない場合、重要な虚偽表示リスクと固有リスクは同じ評価となり、監査人が達成すべき発見リスクの水準は相対的に低く決定される。しかし、取引が高度に自動処理され、また、膨大な情報が電子的な方法によってのみ記録・保存されるような場合には、いかに発見リスクを低く決定し実証手続を充実させたとしても、関連する内部統制の有効性を評価することなしには、監査リスクを許容可能な低い水準に抑えることが不可能なことがある。したがって、運用評価手続を立案し実施しなければならない。

運用評価手続を立案し実施しなければならない場合：アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを評価した際に、内部統制が有効に運用されていると想定する場合（すなわち、実証手続の種類、時期及び範囲の決定において、内部統制の運用評価手続の実施を計画している場合）

その理由：内部統制が有効に運用されていると想定する場合、統制リスクはより低い水準に暫定的に評価され、監査リスクを許容可能な低い水準に抑えるために監査人が達成すべき発見リスクの水準は相対的に高く決定される。この場合、実証手続に充てる時間や人員が相対的に削減されるが、このような対応は、内部統制が、監査対象期間にわたり継続的に有効に運用され、重要な虚偽表示を防止又は適時に発見・是正するものであることについて裏付けを得ることが前提となる。したがって、運用評価手続を立案し実施しなければならない。

注）問題文では「一つ挙げて答えなさい」とされているが、いずれも解答として認められ得ることから並記している。

第 2 問 答 案 用 紙 < 1 >

(監 査 論)

問題 1

【仮定 1】訂正事項が過年度財務諸表及び第 1 四半期連結財務諸表に及ぼす影響が重要でないことの証拠を入手し、第 1 四半期連結財務諸表を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないことについて、結論表明の基礎を得た。

【結論の類型】 無限定の結論

【根拠】 S 社の監査人の追加の作業と監査人 X の追加の監査手続の結果、他に類似の不正行為が存在せず、また、S 社に生じる可能性のある損失が第 1 四半期の期首剰余金及び損益に及ぼす影響が重要でないことが確かめられているのであれば、無限定の結論を表明しても、利用者の判断を誤らせるおそれはない。

【仮定 2】訂正の可能性のある事項について、監査手続及び四半期レビュー手続を十分に実施することができず、当該事項が過年度財務諸表及び第 1 四半期連結財務諸表に及ぼす影響について十分かつ適切な証拠を入手できていない。

【結論の類型】 結論の不表明

【根拠】 過年度財務諸表の訂正の可能性が高い状況では、訂正報告書が提出されるまでは、訂正対象項目の比較情報としての数値や第 1 四半期連結財務諸表に及ぼす影響を考慮することができず、当該訂正が未だ反映されていない財務諸表に対して結論を表明する場合、利用者の判断を誤らせるおそれがある。

問題 2

問 1

監査人 X は、P 社の連結財務諸表の訂正の原因を把握するとともに P 社の誠実性等を検討し、訂正後の連結財務諸表に対する監査契約の締結に重要な影響を及ぼす事項がないかどうか判断する。また、不正による重要な虚偽表示リスクを考慮して監査契約の締結に伴うリスクを再評価するとともに、当該再評価の妥当性について、P 社の監査チーム外の適切な部署又は者が検討する。

第2問 答案用紙<2>

(監査論)

問2

第三者委員会は、経営者の利用する専門家として位置付けられる。そこで、監査人Xは、P社の第三者委員会の調査結果を利用する場合、第三者委員会の適性、能力及び客観性の評価、第三者委員会の調査内容の理解及び第三者委員会の調査について、監査証拠としての適切性の評価を慎重に実施する。また、当該調査結果のみをもって十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断することは適切ではなく、その利用の程度に応じて、監査人X自らが第三者委員会の入手した証拠の閲覧、第三者委員会の調査に対する再実施等を行う。その際、第三者委員会による調査の元となる根拠資料等が提供されるか慎重に確認する。

問3

【記載区分】強調事項区分又はその他の事項区分

【記載事項】以前に発行した連結財務諸表を訂正した理由を詳細に記載している連結財務諸表の注記又は訂正報告書の訂正理由を参照し、訂正前の連結財務諸表に対して監査報告書を提出しているが、当該訂正に伴い、訂正後の連結財務諸表に対して監査報告書を提出する旨を記載する。

【解答への道】

I 合格ライン

昨年は大問2問ともに事例形式の出題であったが、今年は一昨年までと同様に理論中心1問、実務中心1問の出題とされ、また、昨年と比較して解答の方向性を掴みやすい出題も多い。

とはいえ、第2問については、多くの受験者が頭を悩ませたものと思われ、**問題2** **問1**や**問3**を除けば、ほぼ埋没となっている可能性がある。そのため、第1問で他の受験者が順当に解答しているところをどこまで確実に押さえることができたかが勝負の分かれ目となろう。

合格を争う土俵に立つには、普段ある程度安定的に得点できている受験生の肌感覚として「せめて3割位は取れただろう」と思える程度の出来栄であることが求められるものと思われる。

<第1問>

問題 1

問 1

解答行数が少ないことから、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクの意味合いを示すことを通じて全般的な対応が必要となることを示せば足りるであろう。解答に当たっては、法令基準等を参考とすることもできる。

問 2

監査基準の令和2年改訂論点であり、同改訂前文二2(1)の内容に則して解答すればよい。

ただし、アサーション・レベルにおいて固有リスクと統制リスクを分けて評価することとされた理由ではなく、固有リスクの評価が重視されるようになった理由が問われているため、解答の要素は概ね変わらないものの、論述の結びが「固有リスクの評価が重視されるようになった」となるように答案構成する必要がある。

問題 2

問 1

監査基準委員会報告書320「監査の計画及び実施における重要性」A3項～A7項を要約して示せばよい。模範解答は、A3項中の記述を基礎として、若干の例を肉付けしたものとしている。

問 2

以下の諸点を指摘すればよい。同報告書2項～6項の内容も参考となる。

- ・ 重要性の基準値の意味
- ・ 重要性の基準値は個々の状況に応じて決定すべきものであること
- ・ 重要性の基準値が画一的に設定されている場合の問題点

問題 3

問 1

統制リスクが内部統制の影響を受けることは言うまでもないが、内部統制に対して経営者はどのような立場にあるか、これに伴い、監査人がリスク評価手続において経営者へ質問することにどのような意義（役立ち）を見出すことができるかを中心に考えればよい。解答行数が少ないため、予め論述する内容を適宜整理しておくことも必要と考えられる。

問 2

「運用評価手続を立案し実施しなければならない」「場合」については、監査基準委員会報告書330「評価したリスクに対応する監査人の手続」7項において2つ示されている。いずれも同報告書において「運用評価手続を立案し実施しなければならない」「場合」として示されていること、また、問題文で「一つ挙げて」とされ、例示が示唆されていることから、本問の解答としては、いずれを示してもよいものと考えられる。理由を「監査リスク・モデルの観点から」説明することが求められているため、各自説明しやすい方を選べばよい。

説明にはいくつかのアプローチが考えられ、模範解答として示したものが絶対的なものということではないが、解答に当たっては、運用評価手続を立案し実施することが監査リスク・モデルにおける統制リスクをより低い水準に評価することにつながることを念頭に、発見リスク、ひいては実証手続に及ぼす影響に着目することがポイントとなる。

<第2問>

問題 1

本問は、現実の監査事例とそれらに対する日本公認会計士協会の提言の一部を題材としたものであると推察される(※)。事例の状況も解答を導くための考え方も、極めて実務的かつ難解であることから、多くの受験生が結論の類型として「どの二つを選択するか。」で頭を悩ませたことだろう。

ただし、合格点という意味においては、いずれか一方の解答として、「証拠を入手できなかった（手続を完了できなかった）」との仮定に基づく「結論の不表明」と、その説明として「訂正未了の影響は重要かつ広範であると考えられる」ことを指摘できていれば十分だろう。

(※) 上記の提言においては、①訂正報告書提出の可能性がある状況においては、十分かつ適切な監査証拠（証拠）を入手したかどうかを勘案した上で意見（結論）を形成することと、②訂正報告書の提出が決定している場合において、訂正報告書提出前に監査意見又は結論（限定付を含む。）を表明してはならないことが強調されている。

この考え方を前提とすると、本問の場合、訂正事項が財務諸表に重要な影響を及ぼさないことの十分かつ適切な証拠を入手したのであれば「無限定の結論」、訂正が必要である可能性が高いのであれば訂正報告書の提出が未了であるため「結論不表明」、という二つの類型を解答として想定しているものと考えられる。

問題 2

問 1

不正に起因して連結財務諸表が訂正される以上、監査人としては、監査業務の受嘱の可否を慎重に検討することが必要とされ、何を書いたらよいのか悩んだ方も多かったと思われるが、監査契約の締結に際した留意については、通常の学習でも扱っているところである。監査契約の締結に係る規定を参照しながら部分点を確保できれば十分と考えられる。

問 2

的確な解答のためには、第三者委員会が「経営者の利用する専門家」に該当することに気付く必要があるが、仮にこのことに気付けなかったとしても、他の監査人や内部監査人と同様に、他者の作業を利用するケースであることからすれば、少なくとも監査人自らとして十分かつ適切な監査証拠を入手する（十分な心証を得る）ための検討が必要となることに付き、利用のために必要とされる配慮をいくつかは示しておきたい。

問 3

解答に当たっては、監査基準委員会報告書 560 「後発事象」15項が参考となり、多くの受験生が得点できていると予想される。確実に得点しておきたい。なお、模範解答は、同報告書の規定のほか、提出される監査報告書の文例を加味したものとしている。

Ⅱ 答練との対応関係

<第1問>

論文基礎答練 第1回 第2問

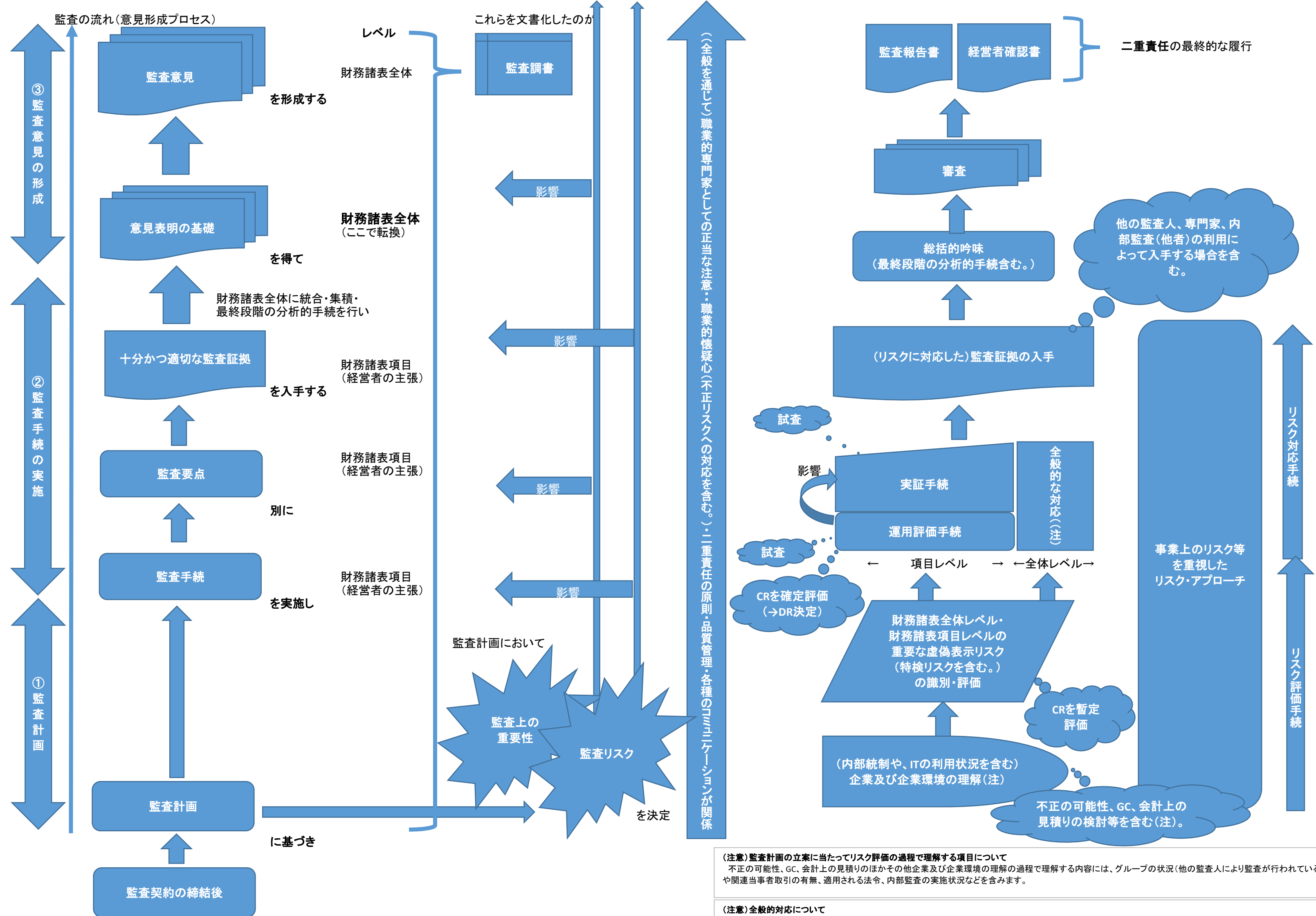
論文応用答練 第2回 第1問

<第2問>

論文直前答練 第2回 第2問

【図表1】監査の実施プロセス/意見形成プロセスの全体像

◎ 監査は以下のように流れがあります。常に、学習項目(論点)の、全体のなかでの位置づけを把握するとともに、各項目の前後関係や論点間のつながりを意識しましょう。
また、監査の実施局面は①監査計画、②監査の実施、③監査意見の形成の3つに分かれます。この3段階の流れを常に意識し、各論点がどこに位置づけられるか見失わないようにしましょう。



(注意)監査計画の立案に当たってリスク評価の過程で理解する項目について
不正の可能性、GC、会計上の見積りのほかその他企業及び企業環境の理解の過程で理解する内容には、グループの状況(他の監査人により監査が行われているかどうかを含む。)、関連当事者や関連当事者取引の有無、適用される法令、内部監査の実施状況などを含みます。

(注意)全般的対応について
全般的な対応はリスク対応手続の範疇には入りません、上記の図では便宜的にリスク対応手続に並列して表現しています(リスク対応の範疇に入るため。))。

(注意)監査計画と監査手続の関係について
便宜的に①監査計画と②監査手続の実施と分けていますが、実際の実務では、①監査計画≒リスク評価手続であり、①監査計画策定と並行してリスク評価手続を実施しているという関係です。

【図表5'】財務諸表監査のスケジュール感(3月決算の場合・継続監査(≠初年度監査))

